

3 許可で優良認定取得

吉野興産 受入増加前年1.5倍

解体工事から発生する建設系混合廃棄物を中心とした中間処理業で実績を積み、吉野興産（三重県津市、光友勝美社長、☎059・255・0770）は、「産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」の三つの許可で産業廃棄物処理業者の優良産業廃棄物処理者認定制度の認定を受けた。

3項目で優良性評価

制度の認定を取得したことにより、排出物の改正に伴い、排出事業者の責任が厳しくなったこともあって、廃棄物の受け入れ量が前年比で約1.5倍に増

加。小口の顧客も大切にして、三重県内全域、一部近畿や東海地域から荷を受けた結果だ。同社の中間処理部門は、徹底した選別でリサイクル率95%を達成。破碎と2段階の機械式ふるい工程を経た上、人の手でふるいにかけて、資源物を逃すことなく回収する。最終的に残った4mm以下のサイズのみ管理型処分場に運ぶ流れだ。

同社では、収集運搬部門が保有する車両の多くが一般貨物自動車運送事業許可（青ナンバー）を取得している。産廃収集運搬だけでなく、リサイクル製品を運送業者として取り扱える。車両には、タコグラフを搭載し、効率運行を実施している。一方、収集運搬の運転手の育成にも、独自の育成法を採用した。入社した運転手は一定期間、中間処理工場の選別作業に携わることが義務付けられている。これにより運転手は、工場の状況を認識、客先で中間処理・資源化のための分別・保管方法をアドバイスできるようになる。運転手は、運搬が終了して会社に

戻ってきた後、次の日の配車の打ち合わせを行い、皆で意見を出し合い最も効率的な運行ルートを組む。それから中間処理工場へ選別作業を手伝う。

会社からは、選別された資源物の売却益に応じ、運転手に還元される仕組み。運転手が中間処理工場で作業することにより、工場現場との一体感も生まれる。